

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項及び東京都漁業調整規則第 12 条第 2 項第 5 号並びに同法第 58 条において読み替えて準用する第 46 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和 5 年 11 月 7 日

東京都知事 小池百合子

（公印省略）

別 紙

と び う お 流 し 刺 し 網 漁 業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、とびうお流し刺し網漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、40 隻とする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、伊豆諸島海域（千葉県、神奈川県、静岡県との境から、嬭婦岩と北之島との中間線までの伊豆諸島地先海面）のうち許可証に記載された区域とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は、東京都大島、三宅及び八丈支庁管内に住所を有する漁業者とする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和5年 12月 1日から令和6年 1 月 16日までとする。

3 許可の基準

別添「令和6年の伊豆諸島海域におけるとびうお流し刺し網漁業の許可及び起業の認可方針（案）第 3 の 4」のとおり。

4 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和6年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。